

社会福祉法人 いわせ長寿会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわせ長寿会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」とする）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償 | 5,000 円 |
| (2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償 | 5,000 円 |
| (3) 役員等が評議員選任・解任委員会へ出席した場合の費用弁償 | 5,000 円 |
- 2 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 3 前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 4 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、旅費規定に準じて出張費として支給することができる。

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。